

弁護士法人リバーシティ法律事務所 主催

弁護士による無料セミナー開催

予約不要

相続法改正と遺言の話

2018年7月、約40年ぶりに相続分野の法律が大改正されました。

これから始まる多死・多相続時代を前に、巷では相続に関する様々な情報が飛び交っていますが、飛び交う情報が多いと、どうしてもあふれる情報に惑わされやすいとも言えます。

一番の基本となる法律について知識を持つことが、あふれる情報に惑わされず、納得のいく相続を実現する第一歩です。

本セミナーでは、相続法の改正のポイント、個々人に与える影響について触れつつ、相続の基本、遺言の作成の基本について弁護士が分かりやすく解説をいたします。

これから自分や家族が遺言を書くつもりの方、相続についての最新の知識を得たい方、皆様のご参加をお待ちしております。



2019年 **5月28日(火)**

14:00~15:30 [開場 13:40~]

船橋市勤労市民センター

第一会議室

お問合せは

弁護士法人 **リバーシティ法律事務所**

<千葉県弁護士会所属>

千葉県市川市市川南1-9-23 京葉住設市川ビル5階

電話 : **047-325-7378**

受付時間 : 平日 9:30 ~ 17:30



アクセス : JR総武線 船橋駅南口 徒歩6分
京成本線 京成船橋駅 徒歩4分
住所 : 千葉県船橋市本町4-19-6

※お車でお越しの際は、お近くのコインパーキングをご利用ください。

すでに作成された遺言についてもセミナー参加の有無にかかわらず、内容の確認または疑問点等のご質問に無料でお答えいたします。

ご予約の際は、このチラシを見たところでご連絡のうえお越しく下さい。

また、相続に関するご相談も、初回無料で承っております。